令和5年度 介護保険サービス事業運営に係る 留意事項について

通所系サービス

(介護予防)短期入所生活介護

(介護予防)短期入所療養介護

(介護予防)特定施設入居者生活介護

県南広域振興局 長寿社会課

説明項目

- 1 勤務体制の確保等
- 2 業務継続計画の策定
- 3 衛生管理等
- 4 虐待の防止
- 5 その他

1. 勤務体制の確保等(その1)

- ① 管理者、従業者が勤務すべき事業所及び職種を明確にすること (生活相談員、機能訓練指導員、介護職員、看護職員等)
- ② 法人の役員等であっても、介護保険上の従業者である場合は、 勤務する事業所名、職種、常勤・非常勤の別等を明確にし、勤 務管理をすること
- ③ 従業者の資質向上のために研修を計画的に行なうこと ※虐待防止、感染症対策、非常災害対策を含むこと
- ④ 他事業所と兼務をする従業者について、辞令または雇用契約書 等で勤務する事業所を明らかにすること

1. 勤務体制の確保等(その2)

無資格者への認知症介護基礎研修受講の義務付け

介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を**有さな**い者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。※令和6年4月1日より義務化

※令和6年3月31日までの努力義務とする経過措置あり

各資格のカリキュラム等において認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を 習得している方は対象外です。

⇒ 看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修1級・2級課程修了者 ほか

1. 勤務体制の確保等(その3)

適切なサービス提供を確保する観点から、事業主が職場において行われるセクハラ又はパワハラ等により、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

※令和3年4月1日からの新設条項

講ずべき措置の具体的内容

- ①事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ②相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制整備
- ③顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために必要な体制整備(推奨) ※厚生労働省HP参照

「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」 「管理職・職員向け研修のための手引き」

2. 業務継続計画(BCP)の策定(その1)

感染症や災害への対応力強化を図るために義務化

- ① 感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する当該サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練(シミュレーション)を**定期的**に実施すること。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。
- ④ 令和6年4月1日より義務化

2. 業務継続計画(BCP)の策定(その2)

感染症に係る業務継続計画の記載内容

- ① 平時からの備え(体制構築・整備、感染防止に向けた取り組みの実施、備蓄品の確保等)
- ② 初動対応
- ③ 感染拡大防止体制の確保(保健所との連携、濃厚接触者への対応、 関係者との情報共有等)

厚生労働省HP参照

「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の**業務継続ガ**イドライン」

2. 業務継続計画(BCP)の策定(その3)

災害に係る業務継続計画の記載内容

- ① 平時からの備え(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
- ② 緊急時の対応 (業務継続計画の発動基準、対応体制等)
- ③ 他施設及び地域との連携

厚生労働省HP 参照

「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」

3. 衛生管理等

※令和6年4月1日より義務化

- ① 事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する「**委員会**(リモート会議等可)」をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ② 事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための**指針を整備**すること。
 - ・平時の対策(手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目等)
 - ・発生時の対応(発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所 等、関係機関との連携など)
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

4. 虐待の防止(その1)※令和6年4月1日より義務化

利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応の観点から次の措置を講じること。

① 虐待防止検討委員会の設置

- 虐待の防止のための対策を検討する「委員会(リモート会議等可)」を**定期的**に開催するとともに、その結果について従業者に周知 徹底を図ること
- ※周知した記録(研修記録等)を残す
- ※構成メンバーは管理者を含む幅広い職種で、メンバーの責務及び役割 分担を明確にする

4. 虐待の防止(その2)

委員会における具体的な検討事項(想定)

- ・委員会その他事業所内の組織に関すること
- ・指針の整備に関すること
- ・職員研修の内容に関すること
- ・従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・従業者が虐待を把握した場合に市町への通報が迅速に行<mark>なわれる</mark> ための方法
- ・発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策
- ・「再発防止策」を講じた際に、その効果についての評価<mark>に関する</mark> こと

4. 虐待の防止(その3)

② 虐待の防止のための「指針」を整備すること。

(指針には次の項目を盛り込むこと)

- ・虐待の防止に関する基本的な考え方
- ・委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ・職員研修に関する基本方針
- ・虐待発生時の対応に関する基本方針
- ・虐待発生時の相談・報告体制に関する事項
- ・成年後見制度の利用支援に関する事項
- ・虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ・利用者等に対する指針の閲覧に関する事項
- ・その他、虐待防止の推進のために必要な事項

4. 虐待の防止(その4)

③ 従業者に対する虐待防止研修の実施

- ・委員会が作成した「研修プログラム」等に基づき、従業者に対し、適切な知識を普及、啓発するための定期的な研修及び新規採用時の研修を実施し、その内容を記録(復命書等の作成)すること。(事業所の内部及び外部研修を含む)
- ・復命書には、開催日時、場所、講師名、出席者名及びその研修に使用したテキストの写しなどを添付して下さい。

④ 担当者の設置

①②③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

サービス提供体制強化加算(参考)

介護福祉士の配置を強化し、質の高いサービス提供を行う事業所を評価する加算です。定員超過利用・人員基準欠如に該当しないことが前提条件。

(I)介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が70%以上、又は勤続年数10年以上の介護 福祉士の割合が25%以上

(22単位/日)

- (II)介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上 (18単位/日)
- (Ⅲ)介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が40%以上、又はサービスを直接提供する者の 総数のうち勤続7年以上の者の割合が30%以上 (6単位/日)

※職員割合は常勤換算方法により算出した前年度(3月除く)の平均